

を説明しつつ補足的な意見を述べた（帝国結社法について）以外はほとんど討論できなかった。

研究グループ研究会は前回同様なわれだが、今回は報告内容を再整理して事前に研究会で討論しうる素材を提起しきれなかったことは反省したい。ただ、時間の問題を考えれば、今後は一人の報告者にした方がよいと思う。今回とくに強く現われた個人研究の報告の面が今後一層強まると思われるからであり、この方向は大いに推進されてよいであろう。

（文責 上野）

#### 4. 運動文化研究（第三グループ）

##### (1)

第三研究グループ（運動文化、運動文化論）は五名（専任二名、非常勤三名）の構成で出発した。この五名のメンバーの問題関心は一致していたわけではない。このことからグループの総意を示す具体的統一テーマを持つことが出来ず、大枠でまとまりをつけることしかできなかった。また研究方法上でも差異があったこと、それぞれのメンバーの調整がつかなかったことなどで集団的な研究、予備討論、を一層困難なものにした。

##### (2)

研究の発表にあたっては、各自の関心にしたがいテーマと報告日を決定したに留まり、どのような内容をどんな視点、視角で明らかにしていくかが不問に付された。そればかりか報告者から事前に報告を聞き重要な論点を整理しておくことや討論の方向を或る程度想定しておくこともできなかった。

しかし第三グループは次の二つの大きな柱に沿った報告を行なった。

一つは「運動文化の基礎」をテーマとするものであり、運動文化を運動文化たらしめる基盤、つまり運動文化の構造を明らかにすることであった。そのことの具体的方法として運動技術をどう把握するかを主眼とした。それゆえ運動技術の概念の問題、運動文化における技能習熟とトレーニングの関係が提起された。一方これらを補う意味で国

民スポーツの基盤を形成する運動文化の社会的存在の理念を検討する試みも加えられた。その結果次の三つの報告を行なった。

1. 運動文化の技術構造研究に向けて  
— 運動技術の概念を求めて —。
2. 技能習熟とトレーニング。
3. 国民スポーツの基礎になるもの。

第二の柱は運動文化と社会の関連について明らかにすることであった。ここでは運動文化がそれぞれの社会にあってどのような発展、変革を迫られているのか、そしてそれらは再びどのような影響を社会に及ぼすのか。また同一社会にあって時代を越えてどのように運動文化は継承され変化していくのかをみることにあった。つまり地域（社会）と時間（時代）の間における文化伝播の問題を検討しようとする試みであった。別の言い方をすれば、異文化圏間と同一文化圏間における文化の伝播・変革の問題の把握という対蹠を考慮して設定したものである。これに則して次の二つのテーマを設定した。

1. 運動文化の伝播 — 地域的差異について。
2. 剣道の技術評価をめぐる問題。

以上五つのテーマに従って報告を行なったが、いくつかの問題を指摘せねばならない。

第一は、グループメンバー相互に「運動文化」概念についての共通認識がなく、また大きな二つの柱についても問題設定の意義やそれを解明する視点・視角においても十分な合意を得た上で出発することができなかった。

第二は、先行研究の整理が不十分であり、それぞれの部門における研究の到達点や残されている問題点が不鮮明な状況にあった。つまりこのことは各自の研究の位置が不明なままに研究が行なわれていることを意味しているといえよう。

第三は、グループとしてもまた個人としても報告に際し論点を十分に明確にしえなかったことである。なぜいまこの時点で、この研究の意味が問われているのか、提起している諸点の相互の関連はどうなっているのか、そして今日から未来に向

けてこの提起がどんな役割を果しうるのかなどについて十分な科学的根拠を示し得なかったのである。結論的に言えば第三グループは、研究集団としての機能をほとんど達しえなかった。

しかしながら、81年度をかえりみて第三グループは運動文化研究或は運動文化論研究を総論のレベルから各論、個別具体的問題として把える第一歩を踏み出し、その研究方法をめぐる討論への契機を与えたことは一定の前進とみななければならない。つまり個別の運動文化、例えばテニス、トレーニング、剣道、フットボールなどを対象としそれぞれが持つ特質や技術の構造を明らかにしつつ独自の発展法則による伝播のしかたや社会とのかわり方を解明していく兆しがあらわれてきたとみてよいであろう。

### (3)

次に報告内容の概要と討論について述べる。

〔早川報告〕『運動文化の技術構造研究に向けて — 運動技術の概念を求めて』

運動技術を考える場合これまで生産技術概念を手がかりにしてきた。その際、生産手段体系説が有力な技術概念として受けとめられている。この説は生産を可能にするためにそれに必要な諸手段を体系化することにある。ところが運動技術のように直接、物を生産しない（これを目的としない）場合には手段としての場、道具、施設、人間等の他に戦術や戦略のようなものが重要な要素としてかかわってくる。この点が生産手段体系説に基づく技術把握で可能かどうか一層検討を要する点であると思われる。その点で問題はあろうが、山田坂仁の技術、技能把握は運動技術を考える上で一つのヒントを与えてくれるように思われる。彼はパナールの技術観をもとに技術を「社会的に生産・再生産されて存在する客観的、物質的、かつ標準的なもの」と規定し、単なる手段ではなく、手段・方法・しかた、をも含むものと考えている。また技能を「技術的な基本訓練の上にはじめて加えられる自由な表現であり、また個人が一定の技術に熟達した上ではじめて創造しうるもの」としている（『技術と経営』1965）。例えば演奏

技術は「一定の社会的文化的要求と水準のうえで客観的に確立されている一定の標準的な演奏のしかた」とみるのである。

運動技術と運動技能について考えてみるとどうなるか。(1)運動技術は運動文化を「再生させる」に必要な客観的、物質的な手段とその方法・し方」とみる。具体的には場・施設・用具、身体、様式・規則・ルール、操作の体系・パスや動き方、戦術・戦略等が含まれる。その場合組織についての位置づけが不明となる。(2)運動技能は「運動技術を駆使すべき能力を身につけた状態」と考え、具体的には「手・足・身体、用具等の使い方やそれらを熟練することで身につく判断力、予測能力、創造能力等」がこれに含まれる。

ここでは運動技術を上記のように考えることでこれまで一般的に運動技術を操作の体系としてしか理解されていなかったものから、場・用具等と操作との相互関連を客観的にすすめることで運動技術を総合的に把握することができるのではないかと思われる。

〔山本報告〕『技能習熟とトレーニング』

ここでは技能習熟にとってトレーニングの有効性について検討を行なう予定であったが、報告では、アイソキネティック理論の実践的適用としての「アポロ・エクササイザー」利用による授業実践に関するものであった。

〔佐藤報告〕『国民スポーツの基礎になるもの』

国民スポーツの概念についての規定はなかったがその基盤を形成しているのは、大衆の早朝野球等に象徴されるスポーツに対する意欲・必要にほかならないとする立場からわが国におけるスポーツ活動のあり方・考え方についての報告がなされた。

第二の柱である運動文化と社会。

〔川口報告〕『運動文化の伝播 — 地域的差異について』

イギリスにおけるフットボールを源流とし、二つの新大陸：北アメリカとオーストラリアという異なる地域への伝播の過程で、それぞれの社会的、風土的状况を背景にどのように変容していくかを

明らかにしようとした。

#### 1. オーストラリアン・フットボール。

これは英国の紳士、支配者としての資質形成に必要な不可欠なクリケットのための選手育成の補助手段として位置づけられたものである。しかし、オーギー・ルールは、ラグビーフットボールのボールを持って走る一体でとめる(タックル)→集まってボールを奪い合う(スクラム)という三つの要素からなる技術構造の否定からはじまった。なぜなら、それは土地が硬くタックルによって怪我をしやすいためという気候風土上の問題、そのことがもたらす生産へのマイナス作用、新社会発展のための停滞・後退要因となるという認識から出発し、タックルを否定することによってラグビーの技術構造を踏襲できずキックを主とするゲームへと変化せざるを得なかった。

しかしながらラグビーのもつ勇往邁進の精神を保持し、ゲームを支える思想も肯定したところにオーギー・ルールの特徴がある。

#### 2. アメリカンフットボール

ラグビーの技術構造を肯定しながらも、そのもつ思想性(不合理性、非計画性)の否定から出発した。ここでは勇往邁進の精神を認めながらゲームを進める手順、特にスクラムにおける不合理性の解消の努力によるマス・スクラムからラインスクラムへの形態的变化など種々の改良をもたらした。

3. 両フットボールともそれぞれの地域及びその地域文化を成立せしめている思想を反映し、個別・特殊な運動文化へと発展した。また両地域の政治的状況も文化の伝播・変容に影響を与えたと思われる。すなわち政治的に英国に従属していたオーストラリアは文化のもつ精神性・思想性を全面的に受容した上で自然的条件の制約によって形態的变化を迫られた。これに対してアメリカの場合には、すでに政治的独立を果たし経済的文化的独立を果たす自主自立の過程で到達した文化変革であったといえる。

〔高橋報告〕『剣道の技術評価をめぐる諸問題』

剣道の技術評価をめぐる今日の状況は、技術が

試合で勝利するためのものであるべきか、段級審査的な品位風格を備えたものであるべきか、の議論に集約される。そして全剣連の理念制定(昭和51年)、ルール改正(昭和54年)を通じて、品性や攻撃的態度の要求から技術の画一的形式化や判断の混乱を招いているといえよう。

これらの状況を背景として、現代剣道の技術論は次の二つが主要なものである。つまり(1)勝利に積極的に目的をおく真剣勝負の技術論、(2)競技での技術の奇形的発展に批判をもち、品性と技術の統一的発展を願う技術論である。

しかし、いづれにしても技術の判定評価に伴う発生史的(武術性)と発達論的(虚構性)の混濁、競技的自立への政策的・教育的介入の問題を明確にしなければ愛好者の期待する技術論とはいえない。もはや今日の事情は、どちらにも共通するところの刀法原理や態度強要という自覚的技術論ではその技術論の内在的矛盾やズレは克服しえないと思われるからである。

これらのことから、(1)フェンシングにおける電気剣の導入の歴史的過程とその論争、(2)愛好者の技術的要求の内容(品性、美しさや強さの統一的発達要求)に応えるための技術評価の基準づくり(3)日本の伝統的心理構造と近世剣法より受け継がれてきた「心」の問題との関連、といった研究の方向性が考えられる。

### 5. 82年度研究会運営にむけて

グループ活動を基礎にし、そこでの検討をふまえた研究発表のスタイルが、各グループによって不均等な様相を呈しつつも、定着しつつある。このことが、81年度の研究会運営の第1の特徴であった。

第1グループ(政策・制度)の特徴は、問題を体育科教育に限定したことである。今後は、隣接諸科学の最近の成果や到達点をふまえ、包括的な視野から解明するとともに、研究対象をさらに拡大し、現代日本のスポーツと体育の全体的な問題状況の解明に接近することが求められている。

第2グループ(運動史)の特徴は、80年度の担